

京都市告示第 132 号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成11年7月26日付けで認可した御所ノ内町南部町内会、平成6年3月31日付けで認可した水尾自治会及び平成12年6月23日付けで認可した勸修寺自治連絡協議会について変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成20年6月2日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名

団体の名称	変更前	変更後
御所ノ内町南部町内会	中路 勇	島田 耕作
水尾自治会	辻 忠夫	松尾 史弘
勸修寺自治連絡協議会	吉川 昌範	神農 峰一

2 代表者の住所

団体の名称	変更前	変更後
御所ノ内町南部町内会	京都市東山区福稲御所ノ内町22番地28	京都市東山区福稲御所ノ内町22番地の17
水尾自治会	京都市右京区嵯峨水尾宮ノ脇町82番地	京都市右京区嵯峨水尾宮ノ脇町45番地
勸修寺自治連絡協議会	京都市山科区勸修寺瀬戸河原町10番地 シティオ京都勸修寺207号	京都市山科区勸修寺閑林寺98番地

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)